令和５年度第２回 大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会　議事概要

■日時：令和５年10月５日（木）午後１時～

■方法：オンライン部会

■出席委員(五十音順・敬称略・◎部会長、○副部会長)

○今中 博之　　 　社会福祉法人　素王会　理事長

◎小田 多佳子　　 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事長

鈴木 京子　　　 ビッグ・アイ共働機構　アーツエグゼクティブプロデューサー

服部　正　　　　甲南大学　文学部　人間科学科　教授

森田　かずよ　　NPO法人ピースポットワンフォー 理事長、女優、ダンサー

■概要：

　・議事１「『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』に基づく『大阪計画』ついて」が承認された。

　・議事２「文化芸術にかかる取組み実績等について」意見交換がなされた。

■主な意見：

議事１について

●事務局より、９月６日に開催された大阪府障がい者施策推進協議会（以下、「推進協」という。）の際に意見のあった点について、資料２－１により説明。

●資料２－１①関係で、各委員への事前レクの際にいただいた意見を踏まえ、『大阪計画』P.7内に新規で文言を追加することを説明。

（委員意見）

・資料２－１①について。二つ論点があると思う。まず、「収入に応じて障がい福祉サービスの利用者負担が増えた」という点について。この趣旨の発言の対象の方がどういった立場の方かはわからないが、住民税が非課税の方が収入を得ることによって、課税されるようになり、利用者負担が増えるというのは、事業所側もアーティスト側も危惧する点ではないかと思った。二つ目の点については、「事業所における日中活動の中で制作（創作）活動はできなかったりする」ということだが、自身の事業所にも大阪以外の遠方から見学に来られたことがあるが、施設でのアーティスト活動を行いたいと思っても、施設長の目が厳しく、「アート活動は遊び」と思われており、施設長の同意がなかなか得られないという状況のスタッフがいた。これについては先ほど大阪府からも説明があったとおり、今回新規で追加しようとしている部分について、施設・NPOを含めた福祉事業所にも理解をしていただく必要があると思う。

これに加えて、最近、支援学校で高校三年生の進路指導を行っている先生とお会いする機会が何回かあった。そのなかで、高校三年生に人気のある進路として、生活介護ではなく就労系であるとおっしゃられていた。それはなぜかというと、コロナで就労系が止まっていたということもあるが、以前にも増して名前のイメージで、「働く」というイメージがコロナ前よりも強くなったというのがあり、生活介護は人気がないということだった。制作を行っている方々の居場所というのは生活介護のようなところが多いと思われる。就労系になれば、当然工賃のことなども出てくるので、実際に作品の販売をして収入を得るというのは難しいこと。アーティストは生活介護にいることが多いと思うが、学校側の話では、リアルに働くという（イメージが強い）就労系を望んでいるという方が多いということだった。

・重度介護と就労の話について。芸術活動だけではなく全般に言えることであるが、就労をしてしまうと就労に対しての介護給付がおりなくなる。重度介護訪問制度を受ける際、就労中はその制度を使えないということがある。文化芸術の仕事の場合、たとえば映像の仕事に行く際に重度介護を使った場合、ギャランティがもらえないということが起きている。芸術活動に限った話ではないが、まず、芸術活動を仕事と認めてもらうという問題にプラスして、そうなった場合でも、介護の必要のない障がいのある人だけがその仕事に就けるという状況は問題があると思う。

・『大阪計画』P.7（３）に新規の文言が具体に追加されるということだが、そうなると、P.15以降の「具体的な取組み」に、各関係機関とどのように具体な事業を行っていくのかというのも書かれているべきだと思うが、どのあたりに落とし込みがされているのか。

また、ここから先は過去にすでに承認されたことであるので、参考にお聞きいただければと思うが、そういう視点から見てみると、P.11にはアーカイブ事業に取り組むということが書かれているが、そちらも「具体的な取組み」にはあまりはっきりとは出てこない。また、P.16の「具体的な取組み」には「意見交換の場の設置等」というのがあるが、どういうところとどう取り組むのかということがあまり見えず、こちらも具体的なことは書かれていない。せっかく「文化関係」とも書かれているので、大阪府には国立・市立の美術館があるし、そういうところにもこういったことには関心を持ってもらわなければならない。どういうところとどのようなことに取り組んでいくのか、というところの具体性について、もう少し見えればよいのではと思った。大阪府においては、現代美術については、江之子島文化芸術創造センターがあるので、そことの連携ももう少し具体的になればよいと思う。今後の課題として認識をしておいてもらえたらと思う。

・計画というのは、あまり具体的すぎることは書きづらいのは承知しているが、一方で、こういう取組みをしていくということが伝わらないといけないと思うので、いま委員からいただいたご意見もなにか反映されるような形で検討をしてもらえたらと思う。

（事務局）

・P.15以降の「具体的な取組み」内で、今回追加した、事業所との連携というのがどこに落とし込まれているかという点について。いま「具体的な取組み」に記載をしているのは、「関係機関等」という文言で包含させていただいているような形。この関係機関というのは、新規追加部分で記載しているとおり、企業並びに文化関係、教育関係、福祉施設ということで、こちらで落とし込みをさせていただいているという状況。P.15の「スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進」の項目などには、元々「障がい福祉サービス事業所等」という文言も一部あるのだが、今回は国の計画の記載に合わさせていただいたというところがある。ただ、ご意見をいただいたとおり、具体的な取組みというのはどうしていくのか、というのはごもっともだと思っており、計画内にどのように記載するかなどについて、いますぐはお答えしかねるが、方向性やこういう形で取り組んでいくというのは部会の委員の皆様と意見を交わしながら進めていきたいと思う。

他にご意見いただいた点について。アーカイブ事業についても先ほどと同様の回答になるが、意見交換という点については、現在展開されているものでは、庁内連携会議などがある。以前からご意見をいただいている、文化関係との連携については、我々としても連携強化していきたいと考えている。ただ、一足飛びにというわけにはいかないので、まずは庁内の関係課と話をさせていただき、つながりを広げた上で取組みを進めていきたいと考えている。ゆくゆくは文化関係の施設の方であるとか、美術館・博物館の方などと意見交換を具体にさせていただきたいという方向性は強く持っており、重要なことだと考えている。ただ、繰り返しになるが、まずは庁内の文化の所管課とどういった取組みのアプローチ可能か、手順を追って進められるかなどを詰めさせていただきながら、検討させていただきたいと思う。

・一点は、資料２－１の推進協の意見のなかにあったことに関係するが、昨日、放課後等デイサービスの支援者の方から相談の電話がかかってきた。そこに通われていた方が、高校を卒業して、就労B型もしくは生活介護でもいいので、アート活動を続けたいということだった。支援学校に相談したが、支援学校では、アート活動を行っている福祉事業者がわからないと言われ、それを放デイに相談されたようだ。大阪府の方で、アート活動を行う福祉事業所の調査等をされると思うので、府内でアート活動を行っている事業所の情報が支援学校にも伝わっていると、学校卒業後の進路のひとつの目安、候補になると思う。ご本人が活動を続けたいということで、親御さんが探しておられるが、なかなか個人ではたどり着けないので、度々そういった相談を受ける。把握している範囲の事業所をお伝えしているが、調査をした内容等を積極的に支援学校等にも情報共有していただけたらと思う。

もう一点は、先ほど文化課とも連携を強化されていくという話があったが、大阪・関西万博2025の関連事業も始まっていくと思う。文化芸術活動における「すその」は鑑賞する人たちだと思うので、障がい福祉の方だけではなく、文化の方でもいろいろなイベントや事業を行う際に、アクセシビリティにおける課題を抽出して、環境を整えていくべきだと思う。情報保障が必要な方や、車いす利用者、知的障がいのある方など、誰もが参加でき、楽しめるような運営、企画づくりをしていく必要があると思う。万博はインパクトがあると思うので、福祉と文化が連携し、鑑賞する、参加できるという点において、アクセシビリティを考えていただければと思う。

・万博だけではなく、地域のなかでも、合理的配慮の文化芸術版として広がっていければいいと思うので、福祉だけでなく文化の方でも検討していただけるよう、庁内でも連携していってもらえればと思う。

（事務局）

・進路に関する点について、いま文化芸術に取り組んでいる事業所を調査中なので、今後必要に応じて教育庁に情報提供をさせていただくことは可能。できる限りのことはさせていただくが進め方等については検討する。

・鑑賞に関する点について。既存の文化施設で、ハードに関する面にいきなり取り組むのは難しいが、ソフトの面でたとえばチラシの作り方などについても、いま障がい福祉の方ではこのようにやっているというようなことは情報提供できる。万博自体、共生社会を目指してやっていくというのはみんながひとつの目標として持っているし、誰もが鑑賞できる、誰もが主役になれるというようなことを目指してやっていくとのいうはとても重要なことだと認識している。そういった点でも情報を共有しあいながら進めていきたいと思う。

・情報をキャッチしても、自分たちが行ける環境かどうかということがその情報のなかに明示されておらず、諦めている障がい者の方は多いと思う。そのためには環境の整備が必要だと思う。それは障がい福祉のなかだけや、文化施設のなかだけということではなく、府で行う文化イベントについては、アクセシビリティを改善していくことを連携してやっていただきたいと思う。

・学校の先生は物凄い量の通達等が来るので、文書で来てもあまり見ることができないと思う。なので、ぜひ進路指導主事の先生方が集まる機会などでプレゼンをしていただくのが良いかと思う。また、支援学校の美術の先生自体が、あまりそういった出口を意識しておられなかったり、大人の障がいのある方のアート活動について知らないという方が多いと思うので、自分が受け持つ美術が好きな生徒さんにあまりアドバイスできていない状況だと思われる。なので、支援学校の美術の先生への啓発も大事なポイントではないか。

・支援学校の進路指導担当に限らず、校長会というものを定期的にやっているので、トップダウンにはなるが、校長先生にこういった事業を知っていただくというのは非常に推進力があると思う。

議事２について

・「相談件数」が前年度に比べて大きく下がっているが原因はあるか。支援センターでの相談件数というのはもう少し伸びるべきだと思うが、伸びない要因はあるか。

・令和５年度については途中（８月末）までの集計となっている。行政、事業所、劇場などからの相談が多いが、年度当初の４月などは相談が少なく、例年後半の方が多い。（ペースとしては）現時点で、前年度よりは相談が増えていると思う。資料では、同じ人、同じ事業所からの相談は「１件」として「件数」で記載をしているが、対応した「回数」でカウントするとすればかなりの数になると思う。次回から「件数」と「回数」両方を記載してもらってもいいかもしれない。

ただ、他の委員のご意見のとおり、もっと件数が伸びてもいいのではないかということもあるのと、全国から電話がかかってくるので、大阪はどのぐらいの割合を占めているかということや、大阪での相談件数を増やしていくというのが、今後ビッグ・アイとしての課題だと認識している。

・相談内容や傾向はここ何年間かで変わってきているか。

・文化施設はかなり変わってきた。特に劇場は、アクセシビリティに関してやらないといけないという意識が高まっている。ただ、前回の部会でも申し上げたが、これは、ほとんど他府県からの相談。他府県の劇場等は積極的に動いているとろこも多いが、大阪の文化施設からの相談はあまりない。なぜかはわからないが…。ビッグ・アイとしても紙ベースのものを送ったり、過去には関西で研修したりしたこともあり、施設の方は来られるが、具体的な相談までしてくるところは少ない。それはビッグ・アイの課題でもあり、突破していかなければならないことでもある。先ほど、万博のことを申し上げたのも、そこも含めて良い機会だと思ったため。

相談内容としては、個人の方が活動したいという相談が増えてきた傾向にあると思う。事業所スタッフなどではなく、個人の方ご本人や親御さんからの相談が増えている。

・先ほどの委員意見に補足だが、障がい当事者でアーティスト活動している者としてSNSなどで露出が増え、私の方にも、個人としてダンスや芸能活動をしたいというような相談が来るようになった。たとえば個人がダンスを習いたいということなら、アクセスできるなど選択肢がこの数年で非常に増えたと思う。芸能事務所なども増え、いわゆる、お金を出せばなにかができるという場所はすごく増えた。それは、障がいのあるなしに関わらず、あっていいことだと思うが、障がいのある人の表現活動は、母体自体が増えているので、今後も増えると思うが、そこにも行きつかない達もいるので、それを取りこぼしてほしくないと思う。大阪府が公共性を持って、どんな人でも表現ができて文化を享受できるというところを必ず持っていてほしい。

その他意見等

特になし